

令和 6 年第 3 回尾鷲市議会定例会会議録

令和 6 年 9 月 3 日（火曜日）

○議事日程（第 1 号）

令和 6 年 9 月 3 日（火）午前 10 時開会

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | | 議席の指定 |
| 日程第 2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 3 | | 会期の決定 |
| 日程第 4 | 議案第 44 号 | 尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 45 号 | 尾鷲市立小規模保育所条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 46 号 | 尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 47 号 | 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 48 号 | 令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について |
| 日程第 9 | 議案第 49 号 | 令和 6 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について |
| 日程第 10 | 議案第 50 号 | 令和 6 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について |
| 日程第 11 | 議案第 51 号 | 令和 6 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）の議決について |
| 日程第 12 | 議案第 52 号 | 令和 5 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 13 | 議案第 53 号 | 令和 5 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 14 | 議案第 54 号 | 令和 5 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 15 | 議案第 55 号 | 令和 5 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について |
| 日程第 16 | 議案第 56 号 | 令和 5 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |

- 日程第 17 議案第 57 号 尾鷲市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 18 議案第 58 号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
(提案説明、審議留保)
- 日程第 19 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 20 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 21 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 22 報告第 11 号 専決処分事項の承認について（令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号））
(報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 23 報告第 12 号 令和 5 年度健全化判断比率及び令和 5 年度資金不足比率の報告について
- 日程第 24 報告第 13 号 公益財団法人尾鷲文化振興会の令和 5 年度事業報告及び決算について
(報告、質疑)

○出席議員（8 名）

1 番 南 靖 久 議員	2 番 小 川 公 明 議員
3 番 濱 中 佳 芳 子 議員	4 番 西 川 守 哉 議員
6 番 中 村 文 子 議員	7 番 岩 澤 宣 之 議員
8 番 中 村 レ イ 議員	10 番 仲 明 議員

○欠席議員（2 名）

5 番 村 田 幸 隆 議員	9 番 中 里 沙 也 加 議員
----------------	------------------

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
会計管理者兼会計課長	野 地 敬 史 君

政 策 調 整 課 長	三 鬼 望 君
政 策 調 整 課 調 整 監	後 藤 健 太 郎 君
政 策 調 整 課 調 整 監	西 村 美 克 君
総 務 課 長	森 本 眞 明 君
財 政 課 長	岩 本 功 君
防 災 危 機 管 理 課 長	大 和 秀 成 君
税 務 課 長	三 鬼 基 史 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	湯 浅 大 紀 君
福 祉 保 健 課 長	山 口 修 史 君
福 祉 保 健 課 参 事	世 古 基 次 君
環 境 課 長	平 山 始 君
商 工 観 光 課 長	濱 田 一 多 朗 君
水 産 農 林 課 長	芝 山 有 朋 君
水 産 農 林 課 参 事	千 種 正 則 君
建 設 課 長	塩 津 敦 史 君
建 設 課 参 事	上 村 元 樹 君
水 道 部 長	神 保 崇 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	竹 平 専 作 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	高 濱 宏 之 君
教 育 長	田 中 利 保 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	柳 田 幸 嗣 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	山 中 英 幹 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 参 事	森 下 陽 之 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監	渡 邊 史 次 君
監 査 委 員	民 部 俊 治 君
監 査 委 員 事 務 局 長	仲 浩 紀 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高 芝 豊
事務局次長兼議事・調査係長	濱 野 敏 明
議 事 ・ 調 査 係 書 記	樺 田 朋 実

〔開会 午前 10時00分〕

議長（南靖久議員） おはようございます。

これより令和6年第3回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

議員の皆様には、令和6年第3回定例会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

挨拶に先立ちまして、先日の台風10号について報告させていただきます。

今回の台風は、日本近海の海水温が高いため、発達しながら本地域に接近してくると予測されていたことから、8月23日から防災行政無線で暴風や大雨の日頃の備えの確認を呼びかけ、土のうの1,200個以上を127世帯の方々に備えていただきました。全国的に、大雨による土砂災害や浸水害、鉄道や航空の計画運休など、その被害は甚大であり、本市においても、8月26日からの総雨量は700ミリに達しましたが、皆様の備えや台風の勢力が弱まったことなどから、幸い本市地域では被害の報告はございませんでした。

今後、9月、10月は、季節的にも台風の本地域への接近が予想されます。気を引き締めて、台風等の災害対策をしっかりと行ってまいります。市民の皆様には、引き続き災害に対し日頃からの備えを十分心がけていただきますようお願い申し上げます。

それでは、改めまして、本定例会における提出議案の項目につきまして説明させていただきます。

議案第44号「尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」をはじめとする議案15件と諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」をはじめとする諮問3件と報告第11号「専決処分事項の承認について」をはじめとする報告3件を提出させていただきます。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、本定例会の開会の挨拶とさせていただきます。

議長（南靖久議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。よって、会議は成立をいたしております。

本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員と9番、中里沙也加議員は、病気の
ため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事
に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思
いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第1、「議席の指定」を行います。

今回、補欠選挙により当選された中村文子議員、岩澤宣之議員の議席は、会議
規則第4条第2項の規定により、中村文子議員は6番に、岩澤宣之議員は7番に、
議長において指定をいたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、4
番、西川守哉議員、6番、中村文子議員を指名いたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から9月26日までの
24日間といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月26日ま
での24日間と決定をいたしました。

次に、日程第4、議案第44号「尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金の設置、
管理及び処分に関する条例の制定について」から日程第18、議案第58号「三
重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」までの計1
5議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました15議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提
案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 令和6年第3回定例会の開会に当たり、さきの尾鷲市議会議員
補欠選挙において多くの市民の皆様からの御支持を得て、めでたく御当選されま
した中村文子氏、岩澤宣之氏両議員に対しまして、心からお祝いを申し上げます
とともに、今後の市政推進に向けて御尽力を賜りますようお願い申し上げ

げます。

それでは、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、市民並びに議員の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、防災対策についてであります。

8月8日の日向灘を震源とする地震の発生により、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まっているとして、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。

本市におきましては、災害対策本部を直ちに設置し、情報収集及び発信体制を取るとともに、市民の皆様に対し、防災行政無線や防災メール等、あらゆる情報発信ツールを活用し、食料の備蓄や家具の固定、避難場所の確認など、日頃からの地震、津波への備えを再確認する旨を呼びかけました。今回は発災に至ることなく、国による特別な呼びかけは15日をもって終了しましたが、いつ発生するか分からない突発地震・津波への備えが重要であることを再認識していただきたいと切にお願い申し上げます。

このことを踏まえ、10月20日に尾鷲市総合防災訓練を多くの自主防災会、自治会や消防団の協力の下、全市民参加型で実施し、自助、共助の強化を図ってまいりたいと考えております。市民の皆様には、高台までの避難や炊き出しなどの各自主防災会が実施する訓練や、また、訓練への参加が難しい場合には、自宅での備蓄品やハザードマップの確認など、市民一人一人が実施できる備えをしておくことも含めて、積極的な取組をお願い申し上げます。

次に、国市浜公園整備事業への寄附についてであります。

尾鷲市では、第7次尾鷲市総合計画におけるまちの将来像「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に向け、「繋がりを築き、新しいひとの流れをつくる」を目標に、継続的に多様な形で関わり合いを持つ関係人口の創出、拡大に取り組むとともに、企業や個人による尾鷲市への寄附など、地域創生の取組を積極的に推進しております。

具体的には、国市浜公園整備事業の推進に当たり、財源確保策の一つとして、市内外の企業、団体、個人の皆様から一般寄附を受け付けます旨のお知らせを尾鷲市ホームページに掲載するなど、寄附募集を進めてまいりました。

このたび、中部電力株式会社様より、本市の要請に対して賛意を示していただき、地域活性化の観点から4億円という多額の御寄附をしていただけたこととな

りました。本寄附により、快適にスポーツ施設を利用できる環境整備の進捗が図られるとともに、スポーツ環境づくりやスポーツを通じた交流が促進され、さらなる地域の活性化が期待されます。改めまして、中部電力株式会社様に心より御礼申し上げます。

引き続き地方創生の推進に向けた取組を進めてまいりますので、皆様の御支援、御協力を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

次に、市制施行70周年記念式典についてであります。

本市におきましては、本年6月20日に市制施行から70年の大きな節目を迎え、この節目に市民の皆様と共に市全体を盛り上げていくため、6月30日に市制施行70周年記念式典を挙行いたしました。式典第1部には、400人を超える多くの皆様に御列席を賜り、そして、多くの皆様から御祝辞、御祝電を賜りました。お陰をもちまして盛会裏に執り行うことができましたこと、心より感謝申し上げます。

また、式典に引き続き、午後に開催しましたオオサカ・シオン・ウインド・オーケストラによる交響吹奏楽の演奏会には、小中学生や高校生の次代を担う子供たちをはじめ、御来賓、御応募いただいた一般来場者の方々と満席となり、大盛況のうちに実施することができましたこと、重ねて感謝申し上げます。

市制施行70周年という節目を迎えた本年度を、本市が目指すまちづくりの目標に向かって大いに前進する年とするため、今後とも、市民の皆様、関係機関、団体、事業者の皆様の御協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言に伴う取組についてであります。

現在、本市市有林にてJ-クレジットの認証手続きを進めており、今年度中に最大で1,149トンのクレジット認証を想定しています。今後、市有林にて対象面積を順次拡大していき、3年後には最大で約6倍となる年間6,585トンのクレジットの取得を見込み、金額にして年間5,000万円の収入を目標に、企業等に販売してまいります。そして、その販売を通じ、企業との関係を密にして連携強化を図り、本市のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

本市では、このJ-クレジットの販売収入と、この取組に賛同、共感をいただける企業からの企業版ふるさと納税などを財源とし、新たな環境価値を創出しながら第1次産業を再興させてまいりたいと考えており、今定例会において、尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金の設置に関する議案を上程いたしました。

また、自然の損失を止めて回復させるというネイチャーポジティブ経営が企業

の間で活発化してきている中、今年１１月３０日、１２月１日の２日間、環境省等の協力を得て、本市と企業との関係づくりを目的とした尾鷲ネイチャーポジティブアクション会議を開催いたします。当会議では、九鬼町市有林みんなの森での生物多様性ワークショップや、本市でのネイチャーポジティブ活動を議論するアクション会議などを行い、本市の第１次産業と企業のネイチャーポジティブ経営を結びつけながら、本市のゼロカーボンシティの実現を目指してまいります。

一方、ゼロカーボンシティ実現の核となるローカルコープ構想を推進する体制として、総務省の特別交付税を活用した地域プロジェクトマネージャー制度を導入し、来年度の着任を目指し、募集してまいります。本地域プロジェクトマネージャーは、ゼロカーボンシティの実現という本市の重要プロジェクトを推進するために、多様な企業、団体、住民との橋渡しをしつつ、プロジェクトをマネジメントすることを主要なミッションとしております。

次に、商工観光イベントについてであります。

まず、７月７日、熊野古道センターで、県による熊野古道世界遺産登録２０周年記念国際シンポジウムが開催されましたが、本市では、当シンポジウムと併催して、スカイランタン事業を開催しました。当催しには、市内の保育園や認定こども園の園児、小中学校の児童・生徒たちが絵つけしたスカイランタン１００基を夜空に打ち上げ、その光景が幻想的な雰囲気醸し出し、親子連れをはじめとする多くの皆様に楽しんでいただきました。

また、尾鷲観光物産協会によるランタンマルシェも同時開催され、市内外から約２，０００人の来場者で大いににぎわいました。

次に、８月３日に開催しました第７１回おわせ港まつりは、３年ぶりの晴天にも恵まれ、市制施行７０周年記念として２２年ぶりに復活しました尾鷲節パレードには、坂東流柳蛙会の皆様をはじめ、市民の皆様、市内の事業者、団体の皆様、さらにはふるさと納税感謝企画参加者や海外からのお客様等、合わせて１，０００人を超える参加がありました。

また、同時開催のイタダキ市や、今回初めての開催となる夕刻からのおわせマルシェ、そしてステージイベントもにぎわいを見せ、メインとなる海上大花火では、爆音とともに夜空に大輪の花が咲き、御来場いただいた皆様には大変喜んでいただけたものと感じております。

全国各地で花火大会の中止が増えている中で、今大会を開催できたのも、ひとえに市民の皆様、市内外の企業、事業者の皆様からの御協賛と、おわせ港ま

つり実行委員会をはじめとする多くの皆様の御尽力と御協力によるものであります。改めて、皆様に敬意を表し、この場をお借りし深く感謝申し上げますとともに、一つの目標に向かって市民の皆様と結束し、チーム尾鷲として取り組み、その力を十二分に発揮できたものと深く感じた次第であります。

次に、8月4日から6日まで、内閣府、タイ地理情報・宇宙技術開発機構、Mu1t i-GNSS Asiaの主催により、熊野古道センターでRPDチャレンジ受賞チーム招聘プログラムが開催されました。

これは、日本の準天頂衛星システム「みちびき」をはじめとする全球測位衛星システム、すなわち人工衛星を利用して地上の現在位置を計測するためのシステム、日本版GPSの利用促進を目的として、自然災害に対する解決策をテーマに、優秀な災害関連アプリケーションやシステムを作成したタイとマレーシアの学生たちを日本に招聘し、本市の抱える社会課題の解決に向けたアイデアを生み出すイベントであります。

当日は、防災危機管理課から尾鷲市の防災対策の現状について説明した後、内閣府、JAXA（宇宙航空研究開発機構）、三重大学、慶應義塾大学関係者からの講義や、国道311号沿いの集落視察も行いながら、本市への理解を深め、各グループの提案につなげていただきました。また、期間中、参加者に対して、天満地区の皆様によるおもてなしを実施していただき、大変、喜んでいただきました。

本市において、こうした宇宙関係のイベントを開催していただいたことは、大変貴重な経験でもあり、今後、どのように本市の防災・減災対策に利活用できるか、検討していく必要があると考えております。

次に、今後、イベントといたしましては、熊野古道世界遺産登録20周年記念事業として、一般社団法人八鬼山荒神堂保存会の皆様と連携し、10月5日に熊野古道センターにおいて、金峯山寺の五條猊下をお招きした事業を計画しております。また、11月以降、本市の各所で開催する全国尾鷲節コンクール、おわせ海・山ツーデーウォーク、尾鷲磯釣大会、そして来年2月開催の「NHKのど自慢」につきましても、市制施行70周年を記念し、それぞれ内容を充実させるため、各実行委員会の皆様や関係者の皆様と開催の準備を進めております。それぞれ具体的な内容が確定次第、広く皆様に周知させていただきますので、奮って御参加いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、ふるさと納税事業についてであります。

本事業につきましては、御寄附していただいた皆様の納得感や達成感が本市への信頼や共感を生むということを旗印に、返礼品の魅力、きめ細やかな対応、使い道の報告を丁寧に行い、継続的な支援を得る取組を推進しております。その結果、令和4年度に引き続き令和5年度も寄附金額5億円を突破し、5億3,045万9,000円の応援をいただくことができました。寄附額が増額した要因は多々ありますが、中でも、事業者の皆様の御協力により、返礼品の新規開発や地場産品のブラッシュアップ、丁寧なアプローチを行うことで、尾鷲の魅力がさらにお客様に伝わったものと確信しております。

ふるさと納税は、地域において、課題解決や、新たにチャレンジする機会の創出、そして関係・交流人口の拡大など、その活用次第で地域の未来をよりよいものに変えることができる制度だと考えております。

本市では、新たな人口減少対策として、ふるさと納税からつながる関係人口づくりを、御寄附していただいた皆様と共に行っております。先月実施した尾鷲市ふるさと納税感謝企画「おわせ港まつりへ行こう！」では、777名の方々をおわせ港まつりへ御招待し、迫力ある花火の観覧や尾鷲節パレードにも御参加いただくことで、尾鷲の歴史や文化について御堪能いただき、大変御好評をいただいたところであります。

このような取組を通じて、ふるさと納税事業をきっかけとした関係人口の創出と拡大をさらに力強く推進してまいります。

次に、中部電力跡地を活用した国市浜公園整備事業についてであります。

8月29日に、本事業の中の野球場建設工事について一般競争入札を行い、請負契約予定事業者が決まりました。本契約の締結においては、本定例会に国市浜公園野球場建設工事の工事請負契約についてを追加議案として上程させていただきたいと考えております。

現在のところ、予定どおりに国市浜公園整備事業は進捗しており、野球場に関しては令和7年度中の完成を目指しております。本事業につきましては、今後、経過等をお示しさせていただきながら、円滑な国市浜公園の整備に向け、国、県、関係団体等との連携、調整を図り、取組を進めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化の整備事業についてであります。

現在、プロポーザル方式による設計業者選定を行っており、昨日、第2次審査

を実施し、今月上旬には設計業者を決定する予定となっております。今後につきましては、本年度に設計業務を実施し、来年度から改修工事に着手し、令和8年度中の完成を目指してまいります。

市民の皆様へ、快適なスポーツ環境や教育・文化・レクリエーション等、多様な生涯学習の機会を提供し、文化・教養・健康づくりを推進するため、生き生きと学び、活動が続けられる拠点施設を整備してまいります。工事完成までの間、御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、尾鷲総合病院についてであります。

本年3月に策定した経営強化プランに基づき、4月より削減した病床につきましては、効率的な看護配置の実施等により、医療提供体制の確保に取り組んでおります。その中で、6月に改定された診療報酬は、当院をはじめ急性期を扱う中小の病院には大変厳しい改定ではありましたが、できる限り、これまでの診療報酬を確保できるよう対応してまいります。

一方、現在、閉店中の売店の再開について、その進捗状況を報告させていただきます。

まず、売店の形態については、種々検討した結果、自動販売機での販売を実施し、患者サービスを行っていきます。その中で、商品の調達方法としては、株式会社オークワ様が、店舗のある尾鷲市への地元貢献の観点から、本社案件として大変御協力をいただき、結果、仕入先として商品を買入れし、その商品を院内で販売できるよう契約を締結したところでございます。このことにより、24時間365日販売可能で、品ぞろえも充実させることにより、対面販売に劣らない患者サービスの提供に努めてまいります。

現在、自動販売機の発注作業を行っておりますが、発注と納期の交渉に手間がかかり納品に時間がかかっており、当初販売開始予定より大幅に遅れております。御不便をおかけしていることは、大変申し訳なく存じております。納品後、すぐにでも販売を開始していきたいと考えておりますので、もうしばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

次に、本市の財政状況についてであります。

令和5年度決算においては、市税収入が前年度比90万4,000円の微増、地方交付税が5,384万7,000円の増加となったほか、ふるさと応援寄附金についても1,299万7,000円増加の5億3,045万9,000円と、前年度に引き続き多くの皆様から、本市に対する御支援をいただくことができました。

このようなことから、令和５年度末の財政調整基金残高については、前年度比３億６,４００万５,０００円増加の２４億８,５５７万６,０００円となり、健全な財政運営を継続していくための一定規模の基金造成が図れたものと考えております。

また、同じく令和５年度末の地方債残高は、前年度比６億１,８８６万８,０００円減少の８３億３,９９６万７,０００円、公債費につきましても減少傾向となっており、後ほど報告させていただきます財政健全化判断比率の改善要因にもなっているところであります。

一方、本年度以降、国市浜公園整備事業をはじめ、体育文化会館や中央公民館の耐震・長寿命化事業、津波避難タワー整備事業、さらに広域ごみ処理施設整備に伴う東紀州環境施設組合への負担金の増加が見込まれるなど、おおむね令和９年度まで財政負担の増加が見込まれるところであります。これらの事業については、国県補助金や有利な地方債の確保等に取り組むことにより、一般財源負担をできる限り抑えられるよう、各方面との協議、調整、要望活動等を継続して実施していく所存であります。

先ほど述べましたように、基金の増加や財政指標の改善等は見られますが、今後、改めて財政見直しを見直した上で、引き続き財政の安定運営に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、今回の提案しております議案等について説明いたします。

議案書の表紙の次のページを御覧ください。このページは、提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第４４号から報告第１３号までの２１件でございます。議案の内訳といたしましては、条例の新規制定議案が２件、条例の一部改正議案が２件、補正予算及び決算関係の議案が９件、その他の議案が２件の合計１５議案及び諮問が３件、報告が３件であります。

それでは、各議案等について説明いたします。

議案書の１ページを御覧ください。

議案第４４号「尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」につきましては、尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言に伴い、２２世紀に向けたサステナブルシティの実現に取り組むことを目的に、尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金を設置するため、新たに条例を制定するものであります。

次に、3ページの議案第45号「尾鷲市立小規模保育所条例の制定について」につきましては、児童福祉法第34条の15第1項の規定に基づき、同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設として、尾鷲市立小規模保育所を設置するため、新たに条例を制定するものであります。

次に、5ページの議案第46号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、尾鷲市ゼロカーボンシティ推進プロジェクトにおいて必要な人材として、地域プロジェクトマネージャーを会計年度任用職員として雇用したいことから、職責等を考慮し、給料表に3級を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、10ページの議案第47号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、現行の被保険者証が12月2日以降発行されなくなることから、「被保険者証」等の用語を整理するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、12ページの議案第48号「令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」から15ページの議案第51号「令和6年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの4議案について一括して説明いたします。

予算概要につきましては、別冊の一般会計補正予算（第5号）主要事項説明に取りまとめておりますので、その説明書をもって説明いたします。お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第5号）主要事項説明の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で4億2,761万4,000円、国民健康保険事業会計で4,602万3,000円、後期高齢者医療事業会計で606万円をそれぞれ追加、病院事業会計では歳出で1,487万8,000円を増額し、これにより各会計を含めた予算総額を205億1,527万9,000円とするものであります。

それでは、一般会計から説明いたします。

2ページを御覧ください。歳入の主なものについて説明いたします。

9款地方特例交付金213万7,000円の増額は、交付額の確定によるものであります。

10款地方交付税は、普通交付税の交付額確定により209万円を減額するものであります。

14 款国庫支出金 5,693 万 2,000 円の減額は、国市浜公園野球場整備に対する社会資本整備総合交付金 8,767 万円の減額が主なものであります。

15 款県支出金 368 万 1,000 円の増額は、三重県障害者自立支援給付費等負担金 283 万 8,000 円の増額が主なものであります。

17 款寄附金 40 万円の増額は、熊野古道寄附金として市内 1 法人様から 30 万円、一般寄附金として市内 1 個人様から 10 万円を御寄附いただいたものであります。

18 款繰入金 278 万 2,000 円の増額は、前年度精算金として、国民健康保険事業会計から 215 万 5,000 円、後期高齢者医療事業会計から 62 万 7,000 円をそれぞれ繰り入れるものであります。

19 款繰越金 3 億 6,612 万円の増額は、令和 5 年度決算に伴う繰越金であります。

20 款諸収入 2,071 万 6,000 円の増額は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金の追加であります。

21 款市債 9,080 万円の増額は、多目的スポーツフィールド整備事業債 1 億 2,020 万円の増額及び道路整備事業債 1,570 万円の減額が主なものであります。

次に、歳出であります。3 ページを御覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。4 ページを御覧ください。

総務費の一般管理費は、総務一般管理経費として、市制 70 周年記念事業「NHK のど自慢」に係る会場使用料 85 万 5,000 円の追加が主なものであります。

財産管理費は、基金積立金として今回の補正に伴う財政調整基金積立金 2 億 1,323 万 6,000 円、次の公共施設等基金積立金 3,661 万 3,000 円は、公共施設老朽化等への対応として繰越金の 10% を積み立てるものであります。

活性化対策基金積立金以下、企業版ふるさと納税地方創生基金積立金までにつきましては、前年度の基金充当事業の精算に伴うそれぞれの基金への積み戻し等であります。

ゼロカーボンシティ推進基金積立金 222 万 4,000 円は、前年度の J-クレジット収入を今定例会で設置する基金に積み立てるものであります。

民生費は、各事業における前年度精算金のほか、自立支援給付事業で、グループホーム新設に伴う利用者増加による共同生活援助事業費1,037万6,000円及び生活困窮者自立支援事業費で、対象者の増加見込みに伴う物価高騰対策生活支援給付金のうち、住民税非課税世帯分2,100万円のそれぞれの増額が主なものであります。

5ページを御覧ください。

衛生費は、予防費で、新型コロナワクチン費用が当初の見込みを上回ったことに伴う定期予防接種委託料2,071万7,000円の増額、廃棄物政策費で、電気自動車等購入費補助金60万円の追加が主なものであります。

農林水産業費は、林業振興費で、ツキノワグマ保護等業務委託料81万9,000円の追加が主なものであります。

消防費は、常備消防費で、三重紀北消防組合負担金395万3,000円の減額であります。

教育費は、学校管理費で、新たに購入を予定していた給食配送車が現行車両を改修することで不要となったことから、改修費91万円を追加し、車両購入費89万9,000円を減額するものであります。

公債費は、令和5年度の市債借入額とその利率の確定などにより、公債費元金で10万3,000円の増額、公債費利子で73万4,000円の減額であります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

6ページを御覧ください。

追加1件は、資源収集車購入費で、経年劣化による故障に伴い購入する車両が納期まで1年以上かかる見込みであることから、債務負担行為を設定するものであります。

変更2件は、LGWANの回線使用料と接続ルーター借上料が2か月先送りになったことによる限度額の変更であります。

7ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、4,602万3,000円を追加し、歳入歳出総額を22億4,383万3,000円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金4,602万3,000円の増額であります。

歳出の主なものは、基金積立金で財政調整基金積立金1,717万1,000円の増額、諸支出金で普通交付金及び特別交付金の前年度精算金として2,663万4,000円の追加及び事業費等の精算による一般会計繰出金215万5,000

0 円の増額により、合わせて 2,878 万 9,000 円の増額であります。

8 ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、606 万円を追加し、歳入歳出総額を 7 億 1,764 万円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金 606 万円の増額であります。歳出は、広域連合負担金 543 万 3,000 円の増額、諸支出金で事務費等の精算による一般会計繰出金 62 万 7,000 円の増額であります。

9 ページを御覧ください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出のうち、支出において、電子処方箋システム構築のための委託料の増額及び前年度取得した車両の資産額が確定したため、減価償却費を減額することにより、医業費用を 484 万 5,000 円増額するものであります。

医業外費用は、前年度に借り入れた企業債の利率が確定したことによる減額及び控除対象外消費税の増額等により、59 万 2,000 円を増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出において、売店に代わり食料、医療物品等を販売する自動販売機を購入するための費用として、建設改良費を 944 万 1,000 円増額するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

1 件の追加であります。

本件につきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては記載のとおりであります。

以上をもちまして、議案第 48 号「令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」から議案第 51 号「令和 6 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）の議決について」までの 4 議案の説明とさせていただきます。

次に、議案書に戻りまして、16 ページを御覧ください。

議案第 52 号「令和 5 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から 18 ページの議案第 54 号「令和 5 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 3 議案につきましては、いずれも地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであり、後ほど会計管理者から説明いたさせます。

また、１９ページの議案第５５号「令和５年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」と２０ページの議案第５６号「令和５年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の２議案につきましては、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定に付するものであり、それぞれ病院事務長及び水道部長から後ほど説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案書の２１ページを御覧ください。

議案第５７号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画の変更について」につきましては、尾鷲市過疎地域持続的発展計画を変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１０項において準用する同条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、２９ページの議案第５８号「三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合規約において規定する「被保険者証」等の用語を整理するために規約の一部を改正するため必要であることから、地方自治法第２９１条の３第１項の規定により、関係地方公共団体と協議することについて、同法第２９１条の１１の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第５７号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画の変更について」及び議案第５８号「三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」の２議案についての説明とさせていただきます。

それでは、会計管理者、病院事務長及び水道部長より、各会計の決算の認定等について説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 野地会計管理者。

〔会計管理者兼会計課長（野地敬史君）登壇〕

会計管理者兼会計課長（野地敬史君） それでは、議案第５２号「令和５年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第５４号「令和５年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの計３議案につきまして、令和５年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書に基づき、それぞれの決算概要を説明いたします。

１ページを御覧ください。

この表は、一般会計及び特別会計の決算総括表であります。

各会計別に見ますと、一般会計では歳入歳出とも予算現額は同額の１１９億７、

268万2,000円に対し、歳入決算額は117億9,568万7,695円、予算現額に対する収入率は98.5%であります。歳出決算額は114億327万2,765円で、執行率は95.2%となり、歳入歳出差引残額は3億9,241万4,930円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計では、歳入歳出とも予算現額は同額の22億1,667万4,000円に対し、歳入決算額は22億2,455万5,038円、予算現額に対する収入率は100.3%であります。歳出決算額は21億7,853万866円、執行率は98.2%、歳入歳出差引残額は4,602万4,172円であります。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の7億1,290万9,000円に対し、歳入決算額は7億1,171万2,644円、予算現額に対する収入率は99.8%であります。歳出決算額は7億565万2,261円、執行率は98.9%、歳入歳出差引残額は606万383円であります。

以上、令和5年度決算総額は、予算現額149億226万5,000円に対し、歳入決算額は147億3,195万5,377円、予算現額に対する収入率は98.8%であります。歳出決算額は142億8,745万5,892円、執行率は95.8%、歳入歳出差引残額は4億4,449万9,485円であります。

次に、2ページを御覧ください。

実質収支額ですが、区分3の歳入歳出差引額から区分4の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたものが、区分5の実質収支額となります。一般会計の実質収支額について、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額が2,629万3,000円でございますので、これを差し引いた3億6,612万1,930円が実質収支額となり、令和6年度への繰越金となります。

なお、この繰越明許費繰越額2,629万3,000円は、6月3日に提出されました令和6年第2回定例会の報告第9号にて報告させていただきました、令和5年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の翌年度繰越額1億1,192万4,000円の財源内訳における既収入特定財源及び一般財源分であります。

特別会計については、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりであります。

次に、3、4ページを御覧ください。

それでは、一般会計歳入歳出決算の概要について、歳入款別決算額調により、

各款別の主なものを説明いたします。

1 款市税は、予算現額 1 9 億 3, 8 3 6 万 1, 0 0 0 円に対し、調定額は 2 0 億 6, 2 5 3 万 2, 6 4 5 円、収入済額は 1 9 億 7, 1 6 8 万 1, 9 6 4 円、一般会計収入済額全体（構成比）の 1 6. 7 % を占めております。前年度との比較は 9 0 万 4, 4 8 3 円の増加となっており、その主な要因は個人市民税の増収であります。不納欠損額は 2 0 1 万 7, 1 5 5 円、前年度との比較は 2 0 2 万 8, 2 2 1 円の減少であります。収入未済額は 8, 8 8 3 万 3, 5 2 6 円、前年度との比較は 8 0 7 万 7, 8 4 2 円の増加であり、収納率は 9 5. 5 % であります。

2 款地方譲与税の収入済額は 8, 3 3 0 万 5, 0 0 0 円、前年度との比較は 4 3 万 7, 0 0 0 円の増加であります。

3 款利子割交付金の収入済額は 7 1 万 5, 0 0 0 円、前年度との比較は 1 1 万 2, 0 0 0 円の減少であります。

4 款配当割交付金の収入済額は 1, 4 3 6 万 2, 0 0 0 円、前年度との比較は 1 8 1 万 6, 0 0 0 円の増加であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は 1, 5 7 3 万、前年度との比較は 6 7 2 万円の増加であります。

6 款法人事業税交付金の収入済額は 4, 5 4 5 万 8, 0 0 0 円、前年度との比較は 4 5 5 万 2, 0 0 0 円の増加であります。

7 款地方消費税交付金の収入済額は 4 億 1, 3 4 3 万 1, 0 0 0 円、前年度との比較は 1, 2 0 2 万 7, 0 0 0 円の減少であります。

8 款環境性能割交付金の収入済額は 7 9 5 万 8, 0 5 3 円、前年度との比較は 1 0 2 万 8, 1 2 4 円の増加であります。

次に、5、6 ページを御覧ください。

9 款地方特例交付金の収入済額は 8 5 2 万 1, 0 0 0 円、前年度との比較は 7 万 4, 0 0 0 円の増加であります。

1 0 款地方交付税の収入済額は 4 3 億 3, 8 1 6 万 8, 0 0 0 円、一般会計収入済額全体の 3 6. 8 % を占めております。前年度との比較は 5, 3 8 4 万 7, 0 0 0 円の増加であります。

1 1 款交通安全対策特別交付金の収入済額は 1 0 5 万 5, 0 0 0 円、前年度との比較は 2 8 万 4, 0 0 0 円の減少であります。

1 2 款分担金及び負担金の収入済額は 6, 4 4 2 万 1, 5 9 3 円、前年度との比較は 4 9 9 万 2, 0 7 4 円の増加であります。収入未済額は 1 5 0 万 4, 5 0 0 円、

これは保育所入所保護者負担金であります。

１３款使用料及び手数料の収入済額は１億８６４万２,４０６円、前年度との比較は３９７万５,３７２円の減少であります。不納欠損額は５,４００円で、し尿処理手数料過年度分であります。収入未済額は９７９万５,９８０円、主なものは市営住宅使用料が９２５万３,０００円、塵芥収集手数料が２７万２,４８０円であります。

１４款国庫支出金の収入済額は１５億２,８９１万３,６４８円、前年度との比較は２億４,７８７万７,５２５円の減少であります。これは、主に民生費国庫補助金の減少によるものであります。

１５款県支出金の収入済額は５億７,３９３万９,１９５円、前年度との比較は６６４万１,８０２円の減少であります。これは、主に農林水産業費県補助金の減少によるものであります。

次に、７、８ページを御覧ください。

１６款財産収入の収入済額は２,３４６万８,９７６円、前年度との比較は１,２５３万３２９円の減少であります。これは、主に不動産売払収入の減少によるものであります。

１７款寄附金の収入済額は５億７,８７４万５,５００円、前年度との比較は３７０万７,１９３円の減少であります。これは、農林水産業費寄附金及び商工費寄附金の減少が主な要因であります。

１８款繰入金の収入済額は９億３,４６５万６,６４０円、前年度との比較は２億７,５１８万１,２０３円の増加であります。これは、財政調整基金繰入金及びふるさと応援基金繰入金の増加が主な要因であります。

１９款繰越金の収入済額は３億２,２３２万４,４８１円で、前年度との比較は２,０４０万８,５０７円の減少であります。

２０款諸収入の収入済額は３億２,３３９万２３９円、前年度との比較は２,２８７万８,８６０円の増加であり、雑入としての折橋墓地移転事業に伴う補償金の増加が主な要因であります。収入未済額１,４９９万９,３４８円、主なものは生活保護法による返還金が１,４６４万４,７９６円であります。

２１款市債の収入済額は４億３,６８０万円、前年度との比較は３億８,６５０万円の減少であります。これは、教育債の減少によることが主な要因であり、目別の増減については備考欄のとおりであります。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額１１９億７,２６８万２,０００円に対

しまして、調定額 119 億 1,284 万 3,604 円、収入済額 117 億 9,568 万 7,695 円、前年度との比較は 3 億 2,163 万 2,984 円の減少となり、不納欠損額は 202 万 2,555 円、収入未済額は 1 億 1,513 万 3,354 円、収入未済額の主なものは市税であります。歳入全体の予算に対する収入割合は 98.5%、調定に対する収入割合は 99.0%であります。

一般会計歳入の款別の決算額につきましては以上であります。

なお、参考に、予算現額と収入済額との比較で、各節の増減額 50 万円以上のものにつきましては、その主な理由を本主要説明書の 31 ページから 36 ページにかけて記載しておりますので後ほど御参照ください。

次に、9、10 ページを御覧ください。

一般会計の歳出款別決算額調であります。歳入同様、主なものについて御説明いたします。

1 款議会費は、支出済額 8,500 万 9,902 円、前年度との比較は 733 万 4,952 円の減少であります。この主な要因は、議員報酬等の減少によるものであります。執行率は 86.5%であります。

2 款総務費は、支出済額 25 億 4,941 万 7,131 円、前年度との比較は 1 億 3,702 万 9,503 円の増加であります。主な要因は、総務管理費における財産管理費の増加によるものであります。翌年度繰越額 1,113 万 4,000 円は、個人番号関係住民基本台帳システム改修業務 475 万 8,000 円、個人番号関係戸籍情報システム改修業務 637 万 6,000 円であります。執行率は 97.3%であります。

3 款民生費は、支出済額 36 億 6,840 万 4,005 円、前年度との比較は 1 億 4,474 万 9,332 円の増加であります。この主な要因は、社会福祉費における生活困窮者自立支援事業費の増加によるものであります。執行率は 93.8%であります。

4 款衛生費は、支出済額 17 億 4,423 万 2,929 円、前年度との比較は 3,506 万 2,598 円の増加であります。この主な要因は、環境衛生費及び病院事業会計負担金の増加によるものであります。翌年度繰越額 35 万円は、感染症予防対策事業であります。執行率は 97.8%であります。

次に、11、12 ページを御覧ください。

5 款農林水産業費は、支出済額 3 億 1,155 万 6,350 円、前年度との比較は 1 億 2,067 万 2,120 円の減少であります。この主な要因は、山林事業費

及び水産業費における漁港建設費の減少によるものであります。翌年度繰越額 2,547万2,000円は、一般林道整備事業であります。執行率は89.4%であります。

6款商工費は、支出済額2億2,536万1,352円、前年度との比較は1億9,725万7,538円の減少であります。この主な要因は、商工費における商工振興費の減少によるものであります。執行率は86.4%であります。

7款土木費は、支出済額4億324万5,349円、前年度との比較は4,951万8,425円の減少であります。この主な要因は、道路橋梁費における道路維持費の減少によるものであります。翌年度繰越額1,622万3,000円は、橋梁長寿命化修繕事業945万7,000円、急傾斜地崩壊対策事業676万6,000円であります。執行率は93.4%であります。

8款消防費は、支出済額5億3,571万3,698円、前年度との比較は1,278万223円の増加であります。この主な要因は、消防費における非常備消防費の増加によるものであります。執行率は98.7%であります。

9款教育費は、支出済額7億9,626万1,946円、前年度との比較は3億2,202万4,734円の減少であります。この主な要因は、教育総務費における事務局費の減少によるものであります。翌年度繰越額5,874万5,000円は、多目的スポーツフィールド整備事業であります。執行率は89.1%であります。

次に、13、14ページを御覧ください。

10款災害復旧費は、支出済額153万6,700円、前年度との比較は55万7,700円の増加であります。この主な要因は、農林水産業施設災害復旧費の増加によるものであります。執行率は51.2%であります。

11款公債費は、支出済額10億8,253万3,403円、前年度との比較は2,509万5,020円の減少であります。執行率は99.9%であります。

12款予備費は、不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額119億7,268万2,000円に対し、支出済額114億327万2,765円で、前年度との比較は3億9,172万3,433円の減少であります。翌年度繰越額は1億1,192万4,000円、不用額は4億5,748万5,235円、執行率は95.2%であります。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますが、各節で50万円以上のものにつきましては、その主な理由を37ページから44ページにかけて記載してお

りますので、後ほど御参照ください。

次に、15ページから20ページにつきましては、令和5年度一般会計歳入歳出決算の各種資料であります。15、16ページは、歳入・歳出款別決算額を円グラフで表したものであります。17、18ページは、歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものと、性質別経費を円グラフで表したものであります。19、20ページは、平成21年度から令和5年度までの国保及び後期高齢などの各特別会計への繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに消防、広域連合などの一部事務組合等への負担金について、支出状況をまとめたものですので、後ほど御参照ください。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

次に、各特別会計の概要について御説明いたします。

21、22ページを御覧ください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。1款国民健康保険税は、予算現額3億2,103万6,000円に対し、調定額は4億1,923万4,297円、収入済額は3億3,158万2,890円、本特別会計収入済額全体の14.9%を占めております。前年度との比較は2,673万9,436円の減少であります。詳細は備考欄のとおりであります。不納欠損額は234万8,802円、前年度との比較は86万6,045円の減少であります。収入未済額は8,530万2,605円、前年度より214万792円の減少であります。収入率は103.2%、収納率は79.0%であります。

2款国庫支出金は、収入済額1万8,000円、本特別会計収入済額全体の0.0%を占めております。

3款県支出金は、収入済額16億3,372万7,122円、本特別会計収入済額全体の73.4%を占めております。前年度との比較は5,664万7,613円の増加であります。この主な要因は、普通交付金の増加によるものであります。

4款財産収入は、基金運用収入9,000円であります。

5款繰入金は、収入済額2億3,360万4,509円、前年度との比較は1,573万5,441円の増加であります。この主な要因は、財政調整基金繰入金の増加であります。

6款繰越金は、前年度からの繰越金1,856万4,065円であります。

7款諸収入は、収入済額704万9,452円、主に一般被保険者延滞金の収入であります。前年度との比較は344万5,111円の増加であります。収入

未済額の 2,513 円は一般分医療費返納金であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳入合計は、予算現額 22 億 1,667 万 4,000 円に対し、調定額 23 億 1,220 万 8,958 円、収入済額 22 億 2,455 万 5,038 円、不納欠損額 234 万 8,802 円、収入未済額 8,530 万 5,118 円であります。収入率は 100.3%、収納率は 96.2%であります。

次に、23、24 ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1 款総務費は、支出済額 5,445 万 3,310 円、前年度との比較は 262 万 9,709 円の増加であります。執行率は 95.7%であります。

2 款保険給付費は、支出済額 15 億 8,544 万 6,016 円、支出済額全体の 72.8%を占めております。前年度との比較は 5,214 万 1,623 円の増加であります。この主な要因は、療養諸費における一般分療養給付費等の増加によるものであります。執行率は 98.2%であります。

3 款国民健康保険事業費納付金は、支出済額 4 億 9,040 万 2,215 円、前年度との比較は 936 万 649 円の増加であります。この主な要因は、一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金の増加によるものであります。執行率は 99.9%であります。

4 款共同事業拠出金は、支出済額 117 円であります。

5 款保健事業費は、支出済額 2,535 万 2,615 円、前年度との比較は 162 万 3,950 円の増加であります。この主な要因は、疾病予防費の増加によるものであります。執行率は 81.2%であります。

6 款基金積立金は、支出済額 1,373 万 3,000 円、国保財政調整基金への積立金であります。前年度との比較は 4,748 万 9,000 円の減少であります。

7 款公債費につきましては、不執行であります。

次に、25、26 ページを御覧ください。

8 款諸支出金は、支出済額 914 万 3,593 円、前年度との比較は 542 万 6,097 円の増加であります。この主な要因は、保険給付費等交付金償還金の増加によるものであります。執行率は 90.7%であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳出合計は予算現額 22 億 1,667 万 4,000 円に対しまして、支出済額 21 億 7,853 万 866 円、前年度との比較は 2,369 万 3,124 円の増加であります。不用額 3,814 万 3,134 円、

執行率は98.2%であります。

なお、歳入歳出各節50万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、45ページから48ページにかけて記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算概要について説明いたします。

27、28ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。1款後期高齢者医療保険料は、予算現額2億2,231万7,000円に対し、調定額は2億2,746万6,863円、収入済額は2億2,362万2,354円、本特別会計収入済額全体の31.4%を占めております。前年度との比較は60万279円の増加であります。この主な要因は、普通徴収保険料の増加によるものであります。収入率は100.5%、収納率は98.3%であります。不納欠損額は73万8,306円、収入未済額は310万6,203円であります。

2款繰入金の収入済額は4億4,571万5,540円、前年度との比較は1,092万1,747円の増加であります。この主な要因は、事務費繰入金の増加によるものであります。

3款繰越金の収入済額は655万7,426円で、前年度からの繰越金であります。

4款諸収入の収入済額は3,581万7,324円、前年度との比較は1,123万8,880円の減少であります。この主な要因は、前年度精算金の減少によるものであります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳入合計は、予算現額7億1,290万9,000円に対し、調定額は7億1,555万7,153円、収入済額は7億1,171万2,644円、不納欠損額73万8,306円、収入未済額310万6,203円、収入率は99.8%、収納率は99.4%であります。

次に、29、30ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1款総務費の支出済額は852万504円、前年度との比較は120万5,071円の減少で、執行率は76.9%であります。

2款広域連合負担金の支出済額は6億6,142万4,949円、支出総額の93.7%を占めております。前年度との比較は1,434万5,313円の増加で、この主な要因は一般管理費負担金の増加によるものであります。執行率は99.

４％であります。

３款諸支出金の支出済額は３，５７０万６，８０８円、前年度との比較は１，１４９万６，１０３円の減少で、この主な要因は、一般会計繰出金の減少であります。執行率は９８．０％であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳出合計は、予算現額７億１，２９０万９，０００円に対しまして、支出済額７億５６５万２，２６１円、不用額７２５万６，７３９円、執行率は９８．９％であります。

なお、歳入歳出各節５０万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、４９、５０ページに記載しておりますので、後ほど御参照ください。

以上、令和５年度尾鷲市一般会計及び二つの特別会計の歳入歳出決算の概要について説明いたしました。また、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果及び実績報告書も後ほど御参照ください。

なお、内容の詳細につきましては、行政常任委員会におきまして説明させていただきます。何とぞ御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） ここで休憩をいたします。再開は１１時２５分からといたします。

〔休憩 午前１１時１３分〕

〔再開 午前１１時２４分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、竹平病院事務長。

〔尾鷲総合病院事務長（竹平専作君）登壇〕

尾鷲総合病院事務長（竹平専作君） それでは、議案第５５号「令和５年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきまして説明いたします。

まず、決算の説明の前に、令和５年度の病院稼働状況について、説明申し上げます。

令和５年度尾鷲市病院事業会計決算書の１９ページの業務１．業務量（１）稼働状況を御覧ください。

令和５年度の入院の延べ患者数は、一般病床が３万３，６６１人、療養病床が１万２，４４９人、合計４万６，１１０人で、前年度と比較して８，２６８人増加しております。また、病床利用率は、一般病棟の病床数１９９床に対して４６．２％、地域包括ケア病棟の療養病床数５６床に対して６０．７％、全体の病床利

用率は49.4%で、前年度の利用率と比較して8.7ポイントの増加となっております。外来の延べ患者数は8万5,561人で、前年度と比較して1,900人増加しております。

次に、20、21ページを御覧ください。

(2) 科別患者取扱状況は、前年度対比で見ますと、入院では、内科が858人、外科が1,432人、整形外科が6,228人、眼科が106人、皮膚科が4人増加しておりますが、産婦人科が232人、泌尿器科が128人減少しております。また、外来では、脳神経内科が48人、脳神経外科が55人、整形外科が2,184人、小児科が187人、耳鼻咽喉科が251人、眼科が542人、泌尿器科が168人、放射線科が332人、通所リハビリテーションが821人増加しておりますが、内科が2,095人、外科が185人、産婦人科が43人、精神科が86人、皮膚科が279人減少しております。

それでは、令和5年度尾鷲市病院事業会計決算の主な内容について説明いたします。

1、2ページを御覧ください。

(1) 収益的収入及び支出の収入では、第1款病院事業収益の予算額40億358万3,000円に対し、決算額は39億301万9,170円で、予算額に比べ1億56万3,830円の減であります。

次に、支出では、第1款病院事業費用の予算額44億3,352万8,000円に対し、決算額は43億489万3,828円で、不用額は1億2,863万4,172円であります。

次に、3、4ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入の予算額4億8,040万9,000円に対し、決算額は4億8,040万7,000円で、予算額に比べ2,000円の減であります。

次に、支出では、第1款資本的支出の予算額7億1,265万5,000円に対し、決算額は7億316万7,719円で、不用額は948万7,281円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億2,276万719円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45万7,606円及び過年度分損益勘定留保資金2億2,230万3,113円で補填いたしました。

次に、５、６ページの損益計算書を御覧ください。

１ 医業収益は３１億７,６９０万６,６２８円、２ 医業費用は４１億２,５５３万７,９１１円で、医業損失は９億４,８６３万１,２８３円であります。

３の医業外収益は７億１,６８５万６３０円、４ 医業外費用は１億７,１９７万９１円で、医業外収支は５億４,４８８万５３９円であります。この額から医業損失を差し引いた４億３７５万７４４円が経常損失であります。

５ 特別利益は１７万３,０５６円、６ 特別損失は８万８,０００円で、経常損失からこの収支差を差し引いた当年度純損失は４億３６６万５,６８８円であります。これに前年度繰越欠損金７億９万６,８３３円を加えた当年度未処理欠損金は１１億３７６万２,５２１円となり、この額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、７、８ページの剰余金計算書を御覧ください。

資本金の当年度末残高は、前年度末残高と同額の２億８５万６,０９５円であります。

資本剰余金の受贈財産評価額、寄附金及び国県補助金の当年度末残高は、前年度末残高と同額のそれぞれ３,１３０万９,４１２円、１,８２７万６,６５０円、１億６,６９６万３,７６２円であります。その他資本剰余金は、非償却資産分に係る一般会計からの元金償還繰入金１,２６１万４,０００円により、当年度末残高は２６億４,５８１万４２１円であります。これらを合計した資本剰余金の当年度末残高は２８億６,２３６万２４５円であります。

次に、利益剰余金は、当年度純利益マイナス４億３６６万５,６８８円により、当年度末残高はマイナス１１億３７６万２,５２１円であります。

次に、７ページ下段の欠損金処理計算書を御覧ください。

いずれも当年度処分額はございませんので、資本金の処分後残高は２億８５万６,０９５円、資本剰余金の処分後残高は２８億６,２３６万２４５円、未処理欠損金の処分後残高は１１億３７６万２,５２１円であります。

次に、９ページから１１ページまでの貸借対照表について説明いたします。

まず、９ページの資産の部を御覧ください。

１ 固定資産の（１）有形固定資産は、イからへまでのそれぞれの資産額から減価償却累計額の差引きと、トの建設仮勘定を合わせた３０億３,５８２万７,４４９円であります。（２）無形固定資産は３２７万９,２００円であります。（３）投資その他の資産は６２０万２,６６０円で、これら固定資産合計は３０億４,５

30万9,309円であります。

次に、2流動資産は、(1)現金預金、(2)未収金、(3)貯蔵品を合わせた流動資産合計20億5,825万4,981円であります。固定資産、流動資産を合わせた資産合計は51億356万4,290円であります。

次に、10ページ、負債の部を御覧ください。

3固定負債の(1)企業債は、令和7年度以降償還予定の企業債12億7,149万2,114円であります。(2)引当金は、退職給付引当金として本年度までに計上した7億5,139万9,247円で、固定負債合計は20億2,289万1,361円であります。

4流動負債の(1)一時借入金はございません。(2)企業債は、令和6年度償還予定の5億5,695万7,656円であります。(3)未払金は2億2,974万93円であります。(4)の引当金は、イ賞与引当金、ロ法定福利費引当金で、引当金合計は1億3,579万848円であります。(5)その他流動負債は1,294万2,130円で、流動負債合計は9億3,543万727円であります。

5繰延収益は、長期前受金と収益化累計額を差引きした繰延収益合計が1億8,578万8,383円で、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は31億4,411万471円であります。

次に、11ページ、資本の部を御覧ください。

6資本金は、2億85万6,095円であります。

7剰余金の(1)資本剰余金は、イ受贈財産評価額、ロ寄附金、ハ国県補助金、ニその他資本剰余金を合計した28億6,236万245円であります。(2)欠損金は、イ当年度未処理欠損金と同額の11億376万2,521円となり、これを資本剰余金から差し引いた17億5,859万7,724円が剰余金合計であります。資本金と剰余金を合わせた資本合計は19億5,945万3,819円、負債の部と合わせた負債資本合計は51億356万4,290円で、9ページの資産合計額と同額でございます。

次に、12、13ページには、会計処理の基準及び手続を注記として記載しております。

以上、議案第55号「令和5年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」の説明とさせていただきます。

なお、決算書の14ページ以降に決算附属書類を添付しておりますので、御参

照の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 次に、神保水道部長。

〔水道部長（神保崇君）登壇〕

水道部長（神保崇君） 議案第５６号「令和５年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」御説明申し上げます。

まず、議案の説明に入る前に、令和５年度の水道事業の概況について御説明いたします。

令和５年度尾鷲市水道事業会計決算書の１３ページを御覧ください。

令和５年度の給水戸数は８，８０１戸で、前年度に比べて１２７戸の減であり、普及率は９９．９％でございます。年間総給水量は３３６万８３０立方メートル、前年度と比較すると給水量で４万５，８５４立方メートルの減、有収水量で５万２，４４４立方メートルの減となっております。有収率は減少しており、原因は老朽給水管からの漏水によるものが主な要因と考えられます。毎日の給水量の状況確認により、給水過多の地域が見受けられる場合には、職員による漏水調査を実施し、また、毎年計画的に実施している管路診断業務委託により漏水箇所を発見し、漏水修繕を実施することにより漏水量を減少させるよう努めております。

建設改良と維持管理につきましては、上水道において、野地町地内の配水管布設替工事、矢ノ浜浄水場設備取替工事（発電設備）を実施いたしました。簡易水道においては、曾根・三木里地内の配水管布設替工事、九鬼地内配水管改良工事、三木浦第２浄水場設備取替工事（機械設備）、古江加圧ポンプ場設備取替工事を実施いたしました。

次に、経理状況であります。収益的収支では、事業収益４億４，８６７万６，８３１円に対し、事業費用４億６，４４７万７，０２５円で、差引き１，５８０万１９４円の純損失を計上することとなりました。

以上、概略説明を申し上げ、議案の説明をさせていただきます。

１ページを御覧ください。

（１）収益的収入及び支出につきましては、収入の第１款水道事業収益、予算額４億８，３２７万６，０００円に対し、決算額は４億８，９６１万６８７円で、予算額を６３３万４，６８７円上回っております。

次に、支出の第１款水道事業費用、予算額５億２，２１６万円に対し、決算額は４億９，９９７万７，１４５円で、２，２１８万２，８５５円の不用額を生じております。

続きまして、3ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款資本的収入、予算額4,968万2,000円に対し、決算額は5,043万500円で、予算額より74万8,500円上回っております。

次に、支出の第1款資本的支出、予算額3億536万3,000円に対し、決算額は3億523万9,705円であり、不用額は12万3,295円となりました。

資本的収支におきまして、収入額が支出額に対して不足する額2億5,480万9,205円は、下段に記述してありますように、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額526万5,716円、当年度分損益勘定留保資金1億6,953万3,729円、減債積立金8,000万9,760円で補填いたしました。

次に、5ページの損益計算書を御覧ください。

1. 営業収益4億1,080万9,626円から営業費用4億3,164万6,567円を差し引いた2,083万6,941円が営業損失で、これに3. 営業外収益3,786万7,205円を加え、4. 営業外費用3,248万5,757円を減額しますと、経常損失は1,545万5,493円となります。この経常損失から6. 特別損失34万4,701円を増額した1,580万194円が当年度純損失となります。これに前年度繰越利益剰余金1億6,568万466円と減債積立金の取崩しにより発生したその他未処分利益剰余金変動額8,000万9,760円を加えた2億2,989万32円が当年度未処分利益剰余金となります。

次に、6ページの剰余金計算書を御覧ください。

資本金当年度末残高は21億6,187万3,426円となっております。

剰余金のうち、資本剰余金につきましては、前年度末残高同額の4,682万388円となります。

利益剰余金につきましては、減債積立金を7,000万円積み立て、補填財源として使用した8,000万9,760円を減額した1億2,773万1,688円が当年度末残高となり、積立金の使用額と同額が未処分利益剰余金に計上されます。

建設改良積立金は、前年度末残高と同額となります。

未処分利益剰余金の当年度末残高は、先ほどの損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金2億2,989万32円で、利益剰余金合計は4億3,405万7,676円となります。

次に、7ページの尾鷲市水道事業会計剰余金処分計算書(案)につきましては、

利益の処分について本議案において一括して御審議をお願いするものであり、当年度未処分利益剰余金 2 億 2,989 万 32 円のうち、減債積立金として 7,000 万円を積み立て、減債積立金の取崩しに伴い発生したその他未処分利益剰余金変動額と同額分 8,000 万 9,760 円を資本金へ組み入れ、残額の 7,988 万 272 円を翌年度へ繰越しするものでございます。

次に、8 ページから 10 ページまでの貸借対照表について御説明いたします。

まず、8 ページの資産の部であります。固定資産は、有形固定資産から投資その他の資産までの合計 45 億 3,242 万 8,204 円であります。2. 流動資産は、(1) 現金預金からその他流動資産までの合計で 5 億 3,815 万 9,363 円で、資産合計は 50 億 7,058 万 7,567 円となります。

次に、9 ページの負債の部であります。3. 固定負債は、(1) 企業債と(2) 引当金の合計で 18 億 3,388 万 8,500 円となります。4. 流動負債は、(1) 企業債から(4) その他流動負債までの合計 2 億 8,401 万 1,403 円となり、5. 繰延収益 3 億 993 万 6,174 円を合わせた負債合計は 24 億 2,783 万 6,077 円となります。

次に、10 ページの資本の部でございます。6. 資本金は 21 億 6,187 万 3,426 円となり、7. 剰余金は、(1) 資本剰余金と利益剰余金の合計 4 億 8,087 万 8,064 円で、合わせた資本合計は 26 億 4,275 万 1,490 円となります。負債資本の合計は 50 億 7,058 万 7,567 円となり、8 ページ下段、資産合計の額と一致しております。

次の、11 ページ、12 ページは、会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

以上で、議案第 56 号「令和 5 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の説明といたします。

なお、決算書の 13 ページから 30 ページまで決算附属書類を添付しておりますので、御参照の上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第 19、諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」から日程第 21、諮問第 4 号「人権擁護委員候補者の推薦について」までの諮問 3 件を一括議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(南靖久議員) ただいま議題となりました諮問につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(加藤千速君) 登壇〕

市長(加藤千速君) それでは、諮問第2号から諮問第4号までの「人権擁護委員候補者の推薦について」説明いたします。

議案書の31ページから35ページを御覧ください。

本市の人権擁護委員は7人の委員で構成されておりますが、そのうち3人の委員が本年12月31日に任期満了となることから、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある西恵美子氏、三鬼由貴氏を新たに推薦し、森浦涼子氏を引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(南靖久議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議題の諮問に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問につきましては人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております諮問につきましては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（南靖久議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第 19、諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本諮問について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第 2 号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第 20、諮問第 3 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本諮問について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第 3 号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第 21、諮問第 4 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本諮問について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第 4 号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第 22、報告第 11 号「専決処分事項の承認について（令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号））」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の 37 ページを御覧ください。

報告第 11 号「専決処分事項の承認について（令和 6 年度尾鷲市一般会計補正

予算（第４号））」につきまして説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

令和６年度尾鷲市一般会計補正予算書（第４号）及び予算説明書の１ページを御覧ください。

第１条第１項にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，１９０万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１１０億９，４４４万２，０００円とするものであります。

３ページを御覧ください。

歳入は、１８款繰入金で、補正財源として財政調整基金繰入金２，１９０万３，０００円の増額であります。

４ページを御覧ください。

歳出は、１款議会費、１項議会費で、市議会議員補欠選挙に伴う議員報酬等として３１７万３，０００円の増額であります。

２款総務費、４項選挙費で、市議会議員補欠選挙関連経費として１，８７３万円の追加であります。

以上をもちまして、報告第１１号「専決処分事項の承認について（令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第４号））」の説明とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第２２、報告第１１号「専決処分事項の承認について（令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第４号））」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第11号は承認をされました。

次に、日程第23、報告第12号「令和5年度健全化判断比率及び令和5年度資金不足比率の報告について」及び日程第24、報告第13号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和5年度事業報告及び決算について」の報告2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、議案書の39ページを御覧ください。

報告第12号「令和5年度健全化判断比率及び令和5年度資金不足比率の報告について」につきまして説明いたします。

本件につきましては、本市の令和5年度決算について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告させていただくものであります。

詳細につきましては、40ページのとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率において、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じていないことを報告させていただきます。

次に、議案書の41ページ、報告第13号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和5年度事業報告及び決算について」につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであり、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

生涯学習課長の説明の途中で、正午の時報のため中断に入るかと思いますので、御了承をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

〔教育委員会生涯学習課長（山中英幹君）登壇〕

教育委員会生涯学習課長（山中英幹君） それでは、報告第13号「公益財団法人尾

鷺文化振興会の令和５年度事業報告及び決算について」御報告いたします。

この報告は、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき報告するものであります。

令和５年度事業報告及び決算の１ページを御覧ください。

尾鷲文化振興会の概要であります。ここには、設立目的や事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

２ページ、３ページには、令和５年度事業報告として、評議員会及び理事会の開催状況について記載しております。

次に、４ページを御覧ください。

文化会館の管理運営の状況であります。来館者数につきましては、下段の表のとおり合計１万８,８２０人で、前年度２万４,１７５人と比較して５,３５５人の減となっております。

次に、５ページには催物別利用状況を記載しております。

次に、６ページ、７ページを御覧ください。

これは、本振興会が主催及び共催した事業であります。コンサート、映画、共催事業として尾鷲節コンクールや共育フェスティバル、せぎやま倶楽部の発表会など、計１２事業を実施しております。

次に、８ページの貸借対照表を御覧ください。

１．資産の部ですが、１流動資産と２固定資産を合計した資産合計は４,０８６万４,０９９円で、Ⅱ負債の部では、負債合計が１９５万５,８５７円となり、資産合計から負債合計を差し引いた額３,８９０万８,２４２円が一般正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計が一致するものであります。

次に、９ページの正味財産増減計算書は、正味財産の年度内の増減を表す計算書類で、（１）経常収益の内訳は、①基本財産運用益が５,３８２円、これは基本財産受取利息であります。②事業収益が４２３万３,２６９円で、内訳といたしまして、入場料収益が４６万５,６００円、刊行物等販売収益が１０万１,２１９円、これは、自動販売機売捌手数料であります。貸館利用料収益は３６６万６,４５０円となっております。次に、③雑収益が１２０円、これは来館者のコピー代等で、④管理受託収益４,４３４万９,０００円は、尾鷲市との委託契約に基づく管理受託収益であります。

以上、経常収益計は４,８５８万７,７７１円となり、前年度と比較しますと７７９万３,２４８円の減額となります……。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

ここで正午の時報のため、中断いたします。

〔休憩 午後 0時00分〕

〔再開 午後 0時00分〕

議長（南靖久議員） 正午を過ぎましたが、会議を続行いたします。

教育委員会生涯学習課長（山中英幹君） 減額の主な要因といたしましては、コロナワクチン接種会場としての利用がなくなったことなどによる貸館利用料金収益の減額です。

次に、（２）経常費用の①事業費を御覧ください。このうち、主な事業経費といたしましては、４名分の職員雇用賃金１,１７２万３,７５２円と福利厚生費１９万７,２４１円は、職員４名分の社会保険事業主負担分であります。光熱水費９万５,７３３円、賃借料６万９,２０４円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画上映賃借料等であります。委託費１,３４万１,０２円は、自主事業公演委託料及び会館保守管理業務委託費であります。事業費計は４,３１万８,３０１円となります。前年度と比較して減額の主な要因としましては、自主事業公演委託料等の委託費の減額です。

次に、②管理費を御覧ください。このうち、主なものは、１名分の職員雇用賃金２万９,８３３円とあります。次のページ、委託費１万２,８１１円は、会館保守管理業務委託費であります。

①事業費と②管理費を合わせた経常費用計につきましては５万,００５,１６３円となり、経常収益計から経常費用計を差し引いた額マイナス１万４,６３８円が当期経常増減額となります。この当期経常増減額から法人税、住民税及び事業税５万６千円を差し引いたマイナス２万,０２万３,８６８円が当期一般正味財産増減額となり、当期一般正味財産増減額に一般正味財産期首残高４万,０９３,２１１円を加えますと、一般正味財産期末残高は３万,８９万,８,２４２円となり、８ページの貸借対照表の正味財産合計と同額となります。

次に、１１ページから１２ページまでは、ただいま説明いたしました正味財産増減計算書の内訳表であります。

公益財団法人に認可されたことにより、平成２５年度からは、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の経理が必要となっております。

公益目的事業会計は、公益目的事業を実施する会計であり、文化振興会が実施する自主事業及び尾鷲中学校文化祭等の共催事業並びに貸館事業等に係る会計で

ございます。公益財団法人事業を毎年度継続していくためには、公益比率が50%を超えることとされており、令和5年度の公益比率は74.9%ですので、公益目的を果たしているものであります。

次に、収益事業等会計は、主に営利を目的とした貸館に係る会計であり、法人会計は文化会館の維持管理をするための文化振興会の運営等に係る会計であります。

次に、13ページには、財務諸表に対する注記として、重要な会計方針と基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の内訳を記載しております。基本財産の定期預貯金3,000万円及び特定資産の普通預金699万545円は、御覧の金融機関に預貯金されております。

次に、14ページは、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の内訳であります。

次に、15ページは財産目録ですが、貸借対照表の詳細となります。

資産の部では、流動資産合計386万3,389円と固定資産合計3,700万710円を合わせた資産合計は4,086万4,099円であります。Ⅱ負債の部では、負債合計が195万5,857円となり、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は3,890万8,242円となります。

次に、16ページには、5月24日に実施されました監査報告書を添付しております。

以上をもちまして、報告第13号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和5年度事業報告及び決算について」の御報告とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては報告案件でございますので、これをもって終結をいたします。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

以後、会期日程表のとおり、明日9月4日から8日までを休会とし、9日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

〔散会 午後 0時06分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 南 靖 久

署 名 議 員 西 川 守 哉

署 名 議 員 中 村 文 子